議案第８１号

亀山市石水渓キャンプ場施設条例の一部改正について

亀山市石水渓キャンプ場施設条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和８年１１月２７日提出

亀山市長　　櫻　井　義　之

別　紙

亀山市石水渓キャンプ場施設条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第　　号

亀山市石水渓キャンプ場施設条例の一部を改正する条例

亀山市石水渓キャンプ場施設条例（平成１７年亀山市条例第１２０号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（利用時間）
第６条　キャンプ場施設の利用時間は、次のとおりとする。
<table><tr><th>施設</th><th>利用期間</th><th>利用時間</th></tr><tr><td rowspan="2">亀山市石水渓キャンプ場バンガロー施設</td><td>４月１日から１０月３１日まで</td><td>午後４時から翌日午後３時まで</td></tr><tr><td>１１月１日から翌年３月３１日まで</td><td>午前１０時から午後３時まで</td></tr><tr><td>亀山市石水渓キャンプ場テント村</td><td>４月１日から翌年３月３１日まで</td><td>午後４時から翌日午後３時まで</td></tr><tr><td>亀山市石水渓キャンプ場屋内研修施設</td><td>４月１日から翌年３月３１日まで</td><td>午後４時から翌日午後３時まで</td></tr></table>２　［略］</td><td>（利用時間）
第６条　キャンプ場施設の利用時間は、午後４時から翌日の午後３時までとする。
２　［略］</td></tr>
</table>

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。